

# 企画競争説明書

## (QCBS方式)

業務名称：バングラデシュ国南部チョットグラム地域給水  
事業準備調査【有償勘定技術支援】(QCBS)

調達管理番号：22a00932

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルとに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.(2) 上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月22日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年2月22日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国南部チョットグラム地域給水事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年5月～2024年10月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の25%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の15%を限度とする。

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Miyake.Tatsuo@jica.go.jp](mailto:Miyake.Tatsuo@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第四課

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年2月28日12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年3月8日 12時
3	質問への回答 3月1日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年3月6日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2023年3月13日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送 信)、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年3月17日 12時
7	プレゼンテーション	2023年3月23日14時~16時
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年4月3日11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第 1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料、「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛  
CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

- (3) 提出先
- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）  
「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
  - 2) 見積書（本見積書及び別見積書）
    - ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
    - ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
    - ③ 本文：特段の指定なし
    - ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
    - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- (4) 提出書類
- 1) プロポーザル・見積書
  - 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）
  - 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
  - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

- (1) 評価方式と配点
- プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**
- (2) 評価方法
- 1) 技術評価
 

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

    - ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
    - ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
    - ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提

案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

#### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

##### ① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

#### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100 点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80% 未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80% を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

#### （3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### （4）契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「バングラデシュ国南部チョットグラム地域給水事業準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 事業の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」という。）の南部チョットグラム地域では、2014年9月の日本・バングラデシュ首脳会談で合意された「ベンガル湾成長地帯構想（BIG-B）」に基づき、当国唯一の深海港となるマタバリ港を中心として産業集積に向けて複合インフラ開発を行う「モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ（Moheshkhali-Matarbari Integrated Development Initiative。以下、「MIDI」という。）」が推進されており、エネルギー基地、経済特区、都市整備等の大型インフラ事業が計画されている。また、特に開発の進むコックスバザール県のチャカリヤ・モヘシュカリ郡（以下、「同地域」という。）の人口は約99万人（2020年）から約165万人（2041年）に増加見込みである。上記に伴う同地域の水需要は2041年に約560,000m<sup>3</sup>/日（うち工業用水約360,000m<sup>3</sup>/日、生活用水約200,000m<sup>3</sup>/日）と推定されている（JICA、2022年）。

他方、同地域では過度な地下水汲み上げ依存により地下水位が約10cm/年で低下しており、かつ新たに開発可能な帯水層も期待できない（JICA、2022年）。かかる状況から、同地域の産業開発と人口増への対応として、地下水より水資源開発ポテンシャルのある表流水への水源の転換が必要である。また、表流水は雨季と乾季の流量変動が大きいため、年間を通して安定供給できるよう雨季の豊富な表流水を一旦貯水する施設を、増加する水需要に応じて段階的に整備することが計画されている。

具体的には、当国政府は「第8次5か年計画（2020/21-2024/25年度）」において、給水施設等の基礎インフラ整備による投資環境向上を目指している。また2018年に策定された長期的な利水・治水の国家計画「Bangladesh Delta Plan 2100」では、水需要・供給バランスを確保すると共に、安定的な水供給の実施を重要課題とし、乾季における安定的な水利用を目的とした貯水池整備を優先事業に位置付けている。南部チョットグラム地域給水事業（以下、「本事業」という。）は、産業開発及び人口増が進む南部チョットグラム地域において給水施設を整備することにより、産業・生活用水供給の増大を図るものであり、当国の開発政策においても不可欠な優先事業と位置付けられている。

### 第3条 事業の概要（要請内容）

#### （1）事業名

南部チョットグラム地域給水事業

#### （2）事業目的

本事業は、南部チョットグラム地域において給水施設を整備することにより、産業・生活用水供給の増大を図り、もって同国の投資環境改善及び持続可能な水資源管理の実現に寄与するもの。

#### （3）事業概要

##### 1）土木工事

- ①取水・導水・貯水施設の建設
- ②浄水・送配水施設の建設

##### 2）コンサルティング・サービス

詳細設計、入札補助、施工監理、環境社会配慮手続き及びモニタリング補助、能力強化等

#### （4）対象地域

チョットグラム管区コックスバザール県（人口約 282 万人（国勢調査、2022 年））

#### （5）関係官庁・機関

本調査の対象となる事業に関する関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は判明する等した場合は、その旨 JICA に報告し、確認・了解を得た上で調査の対象とすること。

##### 1）所管官庁：

- ①水資源省（Ministry of Water Resources）
- ②地方政府・農村開発・協同組合省 地方行政総局（Local Government Division, Ministry of Local Government, Rural Development and Cooperatives）

##### 2）実施機関：

- ①バングラデシュ水開発庁（Bangladesh Water Development Board。以下、「BWDB」という。）
- ②公衆衛生工学局（Department of Public Health Engineering。以下、「DPHE」という。）

##### 3）その他関係官庁・機関

- ・ 環境・森林・気候変動省 環境局（Department of Environment, Ministry of Environment, Forest, and Climate Change）
- ・ 首相府モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ事務局（Moheshkhali Matarbari Integrated Infrastructure Initiative-Cell, Prime Minister's Office : MIDI-Cell）
- ・ 道路交通橋梁省道路・国道部（Road and Highway Division, Ministry of Road Transport and Bridge）
- ・ バングラデシュ経済特区庁（Bangladesh Economic Zone Authority）
- ・ 水資源計画機構（Water Resources Planning Organization）
- ・ チョットグラム上下水道公社（Chattogram Water Supply and Sewerage Authority）
- ・ コックスバザール県（Cox's Bazar DC office）
- ・ その他関係自治体（チャカリア市／郡（Chakaria Paurashava/Upazila）、モヘシ

ユカリ市／郡（Moheshkhali Paurashava/Upazila）等）

（6）本事業に関連する我が国の主な支援活動

現在、モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発及び本事業に関連する事業・調査として以下が実施・予定されている。

- ・ 円借款「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」（2014～2021 年度承諾、JICA）
- ・ 円借款「マタバリ港開発事業」（2018・2019 年度承諾、JICA）
- ・ 円借款「チョットグラム—コックスバザール道路整備事業」（2020 年度承諾、JICA）
- ・ 円借款「都市開発及び都市行政強化事業」（2020 年度承諾、JICA）
- ・ 円借款「南部チョットグラム地域開発事業」（2022 年度承諾、JICA）
- ・ 技術協力「MIDI 政策アドバイザー」（2021～2023 年度、JICA）
- ・ 技術協力「MIDI 総合開発計画策定・実施促進プロジェクト」（2022 年度以降実施予定、JICA）
- ・ 技術協力「包括的河川管理に係る計画策定能力強化及び技術適応サイクル構築プロジェクト」（2020～2024 年度、JICA）
- ・ 技術協力「地方防災計画策定実施能力強化プロジェクト」（2020～2024 年度、JICA）
- ・ 技術協力「公衆衛生工学局総合能力強化プロジェクトフェーズ 2」（2021～2024 年度、JICA）

第 4 条 調査の目的と範囲

本調査は、「第 5 条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第 6 条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたって JICA が行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第 7 条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第 5 条 実施方針及び留意事項

（1）円借款検討資料としての位置づけ

本調査の成果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本調査で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議し、承認を得る。

また、本調査で検討・策定した事項が実施機関／関係機関への一方的な提案とならないよう、バングラデシュ政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、対象事業の内容が本調査の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、バングラデシュ関係者に本調査の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

本調査では、積算額に関する先方政府との認識の一致に特に留意する必要がある。従って、本調査においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について先方政府または実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について速やかに JICA に情報共有を行うとともに、必要に応じ協議議事録を作成する。協議議事録は、原則としてファイナル・レポートに添付する。

（2）審査の重点項目

本調査の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、

取りまとめに際して、JICA から別途指示する基本的な基準、様式に従ってとりまとめること。

- 1) 適用される技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) 内部収益率 (IRR)
- 10) 環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

### (3) JICA への事前説明・確認

本調査の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）についてバングラデシュ政府側の関係省庁・機関に提示する場合には、JICA に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。バングラデシュ政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに JICA に報告し、対応方針について指示を受けること。

なお、JICA への説明・確認については、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、JICA の確認を得る。

### (4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用

本調査に先立って以下に列挙する調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と本調査で必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。

#### 先行調査・既往事業一覧

- 1) 円借款「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」（2014～2021 年度承諾、JICA）
- 2) 円借款「マタバリ港開発事業」（2018・2019 年度承諾、JICA）
- 3) 円借款「チョットグラム—コックスバザール道路整備事業」（2020 年度承諾、JICA）
- 4) 円借款「都市開発及び都市行政強化事業」（2020 年度承諾、JICA）
- 5) 円借款「南部チョットグラム地域開発事業」（2022 年度承諾、JICA）
- 6) 専門家派遣「MIDI 政策アドバイザー」（2021～2023 年度、JICA）
- 7) 技術協力「包括的河川管理に係る計画策定能力強化及び技術適応サイクル構築プロジェクト」
- 8) 基礎情報収集・確認調査「南部チョットグラム地域水資源開発に係る情報収集・確認調査」（2022 年 8 月、JICA）
- 9) 基礎情報収集・確認調査「モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ運営実施体制に係る情報収集・確認調査」（2022 年 7 月、JICA）
- 10) 「バングラデシュ国公衆衛生工学局総合能力強化プロジェクトフェーズ 2 詳細計画策定調査報告書」（2021 年、JICA）

本調査はこれらの事業・調査と密接に関係することから、民間事業を含む各事業稼働後の水需要や水の用途、対応している環境社会配慮事項の確認を十分に行い、相互に十分連携・調整を図るとともに、必要に応じて JICA の指示に基づき、調査で得た情報を提供すること。また、本調査に際し、上記事業の JICA 及び実施機関等が有する非公開情報についても、受注者からの要望に基づき可能な限り情報提供を行う。なお、上記事業・調査の結果との整合性には十分留意した上で、事業計画を策定すること。

#### (5) 調査における地理的な対象範囲

本調査における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。

#### (6) 施設整備方針の再整理

本事業では基礎情報収集・確認調査「南部チョットグラム地域水資源開発に係る情報収集・確認調査」（2022年8月、JICA）で提案された短期開発オプションのコンセプトに基づき、段階的整備の第一段階として、優先的に賄われるべき水需要に対応するための施設整備を行うことを想定している。先行調査では目標年を2026年として想定される水需要に基づき施設規模等を算出したが、本調査実施時点での現実的な事業スケジュールを踏まえて完工年以降に発生する水需要を再整理し、給水対象地域・目標年・計画水量等の再検討を行い、事業規模を設定する必要がある。公示時点（2023年2月）では、モヘシュカリ及びチャカリア地域で発生する生活用水の一部及び第5経済特区向けの工業用水を給水対象とすることを検討中であるが、先方政府との協議の上で、目標年及びその時点での水需要予測、並びに給水対象地域・計画水量等を本調査の中で提案すること。また、生活用水と工業用水等、複数用途での給水事業を本調査の中で提案する場合、それぞれで達成すべき水質基準、浄水処理工程、二元給水の方法等について、施設配置も含め、本調査の中で提案を行うこと。

#### (7) モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発の進捗・見通しを踏まえた段階的整備に係るアクションプラン案の策定

南部チョットグラム地域における給水事業は、モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発の進捗・見通し、並びに専門家派遣「MIDI政策アドバイザー」及び技術協力「MIDI総合開発計画策定・実施促進プロジェクト」における協力成果・提案内容等を踏まえ、増加する水需要に応じて段階的に整備することが望ましい。よって、MIDI開発で並行して実施中または計画中の事業の進捗、及び上記協力における協力成果・提案内容について調査期間中継続して情報収集・分析を行い、可能な限り最新の開発計画に即した給水施設を提案するよう努めること。また、本事業では段階的整備の第一段階として優先的に賄われるべき水需要に対応するための施設整備を行うことを想定しているため、先方関係機関及び JICA との協議を通じて、調査初期段階において適切な目標年・対象地域・計画水量等について合意すること。合意事項を、段階的整備に向けた具体的な工程や達成期限を定めたアクションプラン案として取りまとめた上で、特に本事業の実施及び運営・維持管理、並びに長期的な当該地域の給水サービスの提供に際し発生する

ボトルネックや留意事項の解消にあたり、必要な技術支援を検討し、技術支援の内容を本調査の中で提案すること。なお、アクションプラン案策定後に、関係省庁・機関が主体的にアクションプラン案を承認・実行するように、アクションプラン案策定に際しては、関係省庁・機関との間で密なコミュニケーションを取り、関係省庁・機関がアクションプラン案の内容・実施の必要性を十分に理解するように努めること。また策定されたアクションプラン案は、今後策定が予定されている MIDI 総合開発計画とも整合が取れるよう、十分な調整・説明をバングラデシュ側に行うこと。アクションプラン案策定にあたっては、基礎情報収集・確認調査「南部チョットグラム地域水資源開発に係る情報収集・確認調査」（2022年8月、JICA）で作成された水資源ロードマップの実現性を十分に吟味し、MIDI 総合開発計画との親和性や開発効果が高い事業案を本調査の中で提案する。

#### （８） 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用（の可能性）について「第6条 業務の内容」の指示に従い検討する。検討にあたっては本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を JICA へ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について先方関係官庁・機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるように検討する。

加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICA の中小企業・SDGs ビジネス支援事業に関する情報は、以下の JICA のウェブサイト

([https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/activities/sme/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html)) を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

#### （９） 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という。）に掲げる貯水池セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当するため、カテゴリ A に分類されている。

本調査においては、JICA 環境社会配慮ガイドラインにそって、バングラデシュ政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行環境社会配慮ポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 調査の内容」に示す業務を行う。

バングラデシュ政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照すること。

- 1) The Constitution of the People's Republic of Bangladesh (1972)
- 2) The National Environment Policy (1992, 2013, 2018)
- 3) National Environment Management Plan (1995)
- 4) The Bangladesh Environmental Conservation Act (1995, 2010)
- 5) The Environmental Conservation Rules (1997, 2002)
- 6) EIA Guidelines for Industries (1997)
- 7) Environment Pollution Control Ordinance (1977)
- 8) The Environmental Court Act (2000, 2010)
- 9) Bangladesh Biodiversity Act (2017)

- 1 0) Ecologically Critical Areas Management Rules (2016)
- 1 1) The Bangladesh Wildlife (Conservation & Security) Act (1974, 2012)
- 1 2) The Vehicle Act (1927) and the Motor Vehicles Ordinance (1983)
- 1 3) Water Supply and Sanitation Act (1996)
- 1 4) The Protection and Conservation of Fish Act (1950)
- 1 5) The Ground Water Management Ordinance (1985)
- 1 6) National Water Act (2013)
- 1 7) The Forest Act (1927, 2000)
- 1 8) The Private Forests Ordinance Act (1959)
- 1 9) The Embankment and Drainage Act (1952)
- 2 0) The Antiquities Act (1968)
- 2 1) Wetland Protection Act (2000)
- 2 2) Bangladesh Labor Law (2006) (Amendment (2018) )
- 2 3) Bangladesh Labor Rules (2015)
- 2 4) The Acquisition and Requisition of Immovable Property Act (1982, 2017)

また本調査における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通りである。

本事業対象地域はコックスバザール県チャカリア・モヘシュカリ地域であり、保護区、国立公園、先住民族居住地（先住民族の基準は世界銀行の環境社会ポリシーの Environmental and Social Standards (ESS) 7 及び関連情報を踏まえつつ、個別の状況に応じて JICA が判断する）等 JICA 環境社会配慮ガイドライン上の影響を受けやすい地域に該当しないと考えられるが、本調査を通じてこれらの地域の正確な範囲を把握するとともに、これら地域を通過しない施設計画を検討する。ただし、これらを回避できない場合には、JICA 環境社会配慮ガイドラインと世界銀行の環境社会ポリシー等に則り、事業対象地域が重要な生息地にあたるかを調査するとともに、必要な緩和策を検討し、先住民居住区については先住民族開発計画の作成等の必要な対応を追加的に契約変更により実施することを検討する。

対象事業は、工事および施設稼働に伴い、大気汚染、水質汚染、廃棄物、騒音・振動等による負の影響が想定される。また、貯水池建設による河川流量の変化により、河川下流域における水文及び河川生態系への負の影響の可能性があり、本調査にて環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等について詳細を確認する。

用地取得・住民移転に関して、「南部チョットグラム地域水資源開発に係る情報収集・確認調査」によれば、事業対象地のうち、貯水池建設予定地はコックスバザール県の公有地であり、用地取得に伴う住民移転は発生しない見込みである。他方で、コックスバザール県とのリース契約により塩田やエビ養殖地として利用する周辺住民がいると推定されており、一部の住民の生計への影響が想定される。用地取得・住民移転計画策定に係る社会経済調査においては、用地取得の必要性及び手続、並びに被影響住民数、生計手段の喪失の有無、補償・支援の内容等を十分に調査・確認する。なお、住民移転数の規模については業務の初期段階で確定させる必要がある。

新型コロナウイルス感染拡大の影響に配慮しつつ、事前に周辺住民（社会的弱者含む）・対象施設関係者への事業実施予定に係る周知等含め、現地ステークホルダー協議の実施等を通じた社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調査が必要な点に留意する。

#### (10) 施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際してはバングラデシュの建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021年2月）を参照すること。JSSSは円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、円借款事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが（FIDIC契約約款を用いない契約については不適用）、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施すること。

また、バングラデシュ側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

#### (11) 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当該事業のバングラデシュ／事業対象地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されているところ、調査実施に当たってはJICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、JICAから提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート（案）を作成すること。

#### (12) Information and Communication Technology (ICT) 技術の活用

建設分野における生産性向上の観点から、建設におけるICT技術の活用が期待される。本調査では、Construction Information Management (CIM) 又は Building Information Management (BIM) の導入を検討する。調査設計段階からの3次元モデル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待されるが、本調査においては、下記の項目における活用が想定される。また、この他にも効果的な活用法がある場合、プロポーザルにて提案する。

##### CIM/BIMの適用が想定される項目

- 1) 最適代替案を選定する際意思決定を補助する目的でのビジュアル作成
- 2) 概略設計後の完成予想図の作成

加えて、事業実施段階においては、流量調整や水道施設の維持管理の効率化（例：気象情報を活用した水資源データ管理、SCADA等運転管理システム、送配水ポンプの圧力管理、Gateway System<sup>2</sup>通信機能を加えたPrepaid Water Meter (PPWM)の設置）や、測量・設計・積算等の業務効率化、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術（例：UAV、航空LiDAR、衛星DEM、AI判読）の活用が見込まれる場

<sup>2</sup> メーター（顧客側）から水道事業者への水利用量のデータの定期的な送信、および水道事業者からのメーターバルブの遠隔開閉など、顧客-水道事業者間で双方向の通信が可能。



合には、プロポーザルにて提案する。

### (13) 調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の観点から、JICA では事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。JICA として集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本調査では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、需要調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従い JICA に提出する。将来的には調査データの取得に当たっては可能な限り位置情報の取得を求めることを想定しているが、本調査においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、当該協力準備調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、JICA が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。

データ格納媒体：CD-R を基本とする。CD-R に格納できないデータについては提出方法を JICA と協議する。

データ形式：KML もしくは GeoJSON 形式とし、ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式で提出する。なお、Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

### (14) リスク管理シート（Risk Management Framework）について

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況をもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本調査においては JICA が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

本事業は、関連する事業で建設される施設の主用途や需要地、さらに実施機関の役割分担の整理が必要であるため、これらを同シートの検討項目に含めリスクを確認する。

### (15) 利害関係者との連携・調整体制の構築

本事業は当該地域における貴重な水資源を活用する事業となることから、水量の確保、供給先の選定等をめぐり、地域や上下流域での利害対立を生じさせないよう細心の注意を払う必要がある。特に、本事業は MIDI 開発関係省庁等の多岐にわたる関係機関や地方自治体等との連携・調整を行い、利害関係者を十分に巻き込み合意形成を行う必要がある。よって、本調査の実施にあたっては、「第3条 事業の概要（要請内容）（5）関係官庁・機関」で挙げられた関係機関、及び「第5条 実施方針及び留意事項（4）先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用」の先行調査・既往事業に関わる関係者等と十分な連携・調整・合意形成を図るための協力体制の構築が求められており、JICA は、調査期間中に定期的に調査進捗及び調査結果等を説明し、合意形成を

行うためのワーキング・グループの設置を先方政府と合意済みである。調査の実施にあたっては、同ワーキング・グループを最大限活用し、利害関係者との円滑に連携・調整すること。また、より効果的な連携・調整体制の構築方法が検討出来る場合、プロポーザルの提案内容に含むこと。

#### (16) 事業実施体制及び持続的な運営・維持管理体制の検討

検討中の取水・導水・貯水施設整備に係る事業実施（コンサルタント選定、入札手続、施工監理等）及び運営・維持管理は BWDB、浄水・送配水施設整備に係る事業実施は DPHE、運営・維持管理は DPHE による技術支援の下で地方自治体が担うことが想定される。他方で、BWDB にとって都市用水供給を目的とした大規模な給水事業の実施や運営・維持管理は初の試みであり、また、浄水・送配水施設の整備実施及び運営・維持管理段階での技術支援を担う DPHE、及び運営・維持管理を担うと想定される地方自治体も大規模な管路給水事業の運営・維持管理に係る実績はない。事業実施体制及び運営・維持管理体制の検討にあたっては、担当機関の法的所掌範囲及び能力、事業実施及び運営・維持管理における課題及び必要な制度手続きについて調査の初期段階で整理する。事業対象地域のみならず、バングラデシュ国内及び他国の事例を参照の上で、制度面・技術面・組織面・財務面で十分に検討し、円滑な事業実施のための体制、及び持続性が認められる運営・維持管理体制を本調査の中で提案すること。また、留意すべき事項・ボトルネックの解消にあたっては、（運営・維持管理段階においては民間活用の可能性も含め）必要な技術支援の内容等について検討し、本調査の中で提案すること。

#### (17) JICA によるファクトファインディングミッション及び審査への協力

本調査の成果を踏まえ、JICA は、本事業に対するファクトファインディングミッション（以下、「F/F」という。）及び審査を、それぞれ 2024 年 2 月頃、2024 年 5 月頃に実施することを想定している。また、必要に応じて、JICA による調査ミッション（キックオフ、対象範囲の決定、レポート説明協議等）を実施することを想定している。F/F や調査ミッション前に、調査の進捗報告を行うとともに、ミッションの日程に一部同行し、情報収集や本事業内容の検討に向けた支援を行う。また、審査前に、JICA からの調査結果に関する情報提供依頼があれば速やかに回答する。なお、F/F や審査等の日程については変更の可能性があるため、時期については JICA に確認する。

#### (18) バングラデシュ政府内の事業承認手続き

日本政府による検討を経て円借款供与に至る場合は、事業の円滑な実施のため、借款契約調印に先立ち、バングラデシュ政府内での開発事業提案書（Development Project Proposal : DPP）が承認されている必要があるため、DPP 策定・承認に係る側面支援を行う。

### 第 6 条 調査の内容

#### (1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第 6 条に従い作成し、JICA に提出する。

#### (2) インセプション・レポートの作成・協議

1) バングラデシュ政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、バングラデシュ政

府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。

- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、JICA に事前確認を求める
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、実施機関候補、関係省庁・機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

### (3) 事業の背景・必要性の確認・整理

対象事業の背景や必要性を確認・整理するために必要な情報収集、分析を行う。一般的に必要な事項は以下のようなものであるが、対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正すること。

- バングラデシュにおける開発計画（例：「Perspective Plan 2041」、「第8次5ヵ年計画（2020/2021-2024/2025）」、等）、給水セクターの上位計画（例：「Delta Plan 2100」、水と衛生の国家戦略）、等）等における事業の位置づけ、給水セクターに係る法制度（水道関連法、上下水道料金法、各戸接続規則、経済特区・工業地帯への給水に係る制度・方針等）等を確認する。この他にも関連する政策・上位計画や法制度が確認される場合、情報収集・分析を行う。
- 事業対象地域及びバングラデシュ国内他地域における給水施設整備及び運営維持管理の現状と課題を調査し、事業対象給水事業へ適用可能な知見・教訓を確認する。想定される項目は、以下のとおりだが、この他にも概略設計に有益と判断される現状・課題が確認される場合、情報収集・分析を行う。
  - ・ 取水・給水施設整備の現状・課題（施設設計や維持管理の特徴等）
  - ・ 水道事業運営の現状・課題（料金体系、料金徴収の仕組み、水道事業会計の仕組み、運営維持管理に係る上位政府からの補助金交付の有無や制度等）
  - ・ 既存の給水状況、及び対象事業と関連する需要／普及率等（一人当たりの使用水量、対象地における水需要予測、地下水揚水量、上水道普及率、安全で管理された水・衛生施設へのアクセス率、電力の供給状況等）
- 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況等を確認する。想定される項目は、以下のとおりだが、この他にも概略設計に有益と判断される現状・課題が確認される場合、情報収集・分析を行う。
  - ・ 当該地域の開発計画及びそれらの進捗状況
  - ・ 人口（年齢構成、増加率、貧困率、分布・密度等を含む）
  - ・ 産業構造、1人あたりGDP、就業者数
  - ・ 家計収入・支出、世帯構成人員
  - ・ 民族、風習、宗教
  - ・ 自然保護区域の有無
  - ・ 取水・貯水候補地域の生計構造、等
- バングラデシュの給水セクターにおける、JICA、他ドナー・国際機関、NGO等の援助傾向（協力実績・過去事業での教訓・予定等）を確認する。

### (4) 自然条件調査等の実施

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査等を行う。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既

存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本調査については、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間等）については、下記において特段の指定がない限り、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

但し、調査コスト削減のため、基礎調査「南部チョットグラム地域水資源開発に係る情報収集・確認調査」、円借款「マタバリ港開発事業」、円借款「チョットグラムーコックスバザール道路整備事業」等の既存資料、技術協力「包括的河川管理に係る計画策定能力強化及び技術適応サイクル構築プロジェクト」等の既存資料から得られる情報を可能な限り活用し、必要最低限の調査となるよう留意すること。なお、1)～4)については、過去の実績データのみではなく、気候変動予測を踏まえた将来見通しについても情報収集・分析を行う。

#### 1) 気象・海象・風況調査

- ・調査目的：事業対象地域の気象・海象・風況に係る情報収集・分析を行う。
- ・調査の場所：コックスバザール県
- ・調査の仕様：対象項目（気温、湿度、降水量、風量・風向・風速、蒸発散、日照時間、日照量、地下浸透量等）の情報収集・分析（バングラデシュ全土における平均数値との比較を含む）
- ・成果品：調査結果報告書（デジタルデータを含む）

#### 2) 自然災害調査

- ・調査目的：事業対象地域の自然災害の発生状況（頻度、リスク、規模等）に係る情報収集・分析を行う。
- ・調査の場所：コックスバザール県
- ・調査の仕様：対象項目（サイクロン、高潮、地震、活断層、津波、洪水等）の情報収集・分析（バングラデシュ全土における平均数値との比較を含む）
- ・成果品：調査結果報告書（デジタルデータを含む）

#### 3) 水理・水文調査（水質調査を除く）

- ・調査目的：事業対象地域の水理・水文に係る情報収集・分析を行う。
- ・調査の場所：マタムフリ川流域
- ・調査の仕様：対象項目（水文データのインベントリ調査、降水量、河川水位・水量、計画高水位及び計画高水量等の河川管理に係る情報等）の情報収集・分析
- ・成果品：調査結果報告書（デジタルデータを含む）

#### 4) 水質調査

- ・調査目的：取水地点での原水水質を把握する。
- ・調査の場所：マタムフリ川流域
- ・調査の仕様：調査を必須とする対象項目（水温、pH、臭気、濁度、色度、有機物（BOD）、大腸菌、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、フッ素及びその化合物全硬度、アルカリ度、銅及びその化合物、塩素酸、シアン化物、硫酸イオン、クロム及びその化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、ヒ素、電気伝導率、溶存酸素（DO））及びWHO飲料水水質ガイドライン、バングラデシュの飲料水質基準と照らし合わせ原水水質の確

認が必要とされる項目について月1回程度（大潮の満潮時）、流水表面、河床付近、その中間地点の3サンプルを採水し、水質検査を実施する（調査対象項目及びその測定場所、頻度等について）プロポーザルでの提案内容に含むこと。なお、水質に重大な影響を与える重金属、及び農薬による化学物質（検査時期は散布時期・回数に応じて、乾季・雨季でそれぞれ1回）に関しては、日本にサンプルを持ち帰り詳細な分析を行うことを検討すること（プロポーザルでの提案内容に含むこと）。

- ・ 成果品：調査結果報告書（デジタルデータを含む）

#### 5) 地質調査（ボーリング調査、室内土質試験）

- ・ 調査目的：給水施設の設計・施工計画・積算に必要な地質の情報を把握する。
- ・ 調査の場所：a.貯水池及び浄水場の建設予定地、b.導水管路・送配水管路敷設予定地、

- ・ 調査の仕様：ボーリング調査（a.取水施設、貯水池及び浄水場の建設予定地並びに周辺範囲100mでの実施を想定（但し、必要性に応じてサウンディング試験の併用も検討すること）、b.導水管路・送配水管路上での実施を想定。いずれも必要数量や考え方についてプロポーザルでの提案内容に含むこと）、試料採取、標準貫入試験、室内土質試験、力学試験（プロポーザルでの提案内容に含むこと）

- ・ 成果品：試験及び解析結果、ボーリング、土質柱状図、ボーリング標高、地質調査結果報告書（デジタルデータを含む）

#### 6) 地形測量（路線測量、平面測量）

- ・ 調査目的：給水施設の計画・設計・施工及び積算に必要な地形状況を把握する。
- ・ 調査の場所：a)取水施設、貯水池及び浄水場の建設予定地、b)導水管・送配水管敷設予定地

- ・ 調査の仕様：a)平面測量（施設建設用地内及びその周囲100m程度における平面測量の実施・図化（プロポーザルでの提案内容に含むこと））、b)路線測量（管路ルート上の道路の縦断測量の実施・図化、道路延長100m毎に横断測量の実施・図化（約500断面）（プロポーザルでの提案内容に含むこと））。効率化やコストの削減を図れる場合は、航空レーザ等最新の技術を用いた計測方法も検討すること。

- ・ 成果品：a)平面図及び縦断図、測量結果報告書（デジタルデータを含む）、b)縦断図及び横断図、測量結果報告書（デジタルデータを含む）

#### 7) 構造物・支障物調査（試掘調査を含む）

- ・ 調査目的：給水施設建設工事を実施するにあたり、構造物・支障物を把握する。なお、構造物・支障物調査に当たっては、現在の状況だけではなく、現地の土地利用状況・計画等も参考にし、実施中あるいは将来計画のある構造物・支障物についても調査・把握し、必要に応じて調整する。

- ・ 調査の場所：施設建設予定地（管路ルート等含む）

- ・ 調査の仕様：各関係機関から開発計画、埋設物に係る埋設位置図、各事業の施工図等を収集・整理し、構造物や支障物（道路・橋梁、建造物、上水道／井戸、下水／排水路／小河川、電話、電気、テレビ、ラジオ、光ファイバー等）の状況を確認する。上記のデータ収集及び現場踏査の結果、地下埋設物が輻輳している可能性があり、本事業に影響を及ぼすと考えられる場合、試掘調査（試掘サイズ：縦1.5m×横1.5m×深さ1.5m）を実施する。

- ・ 成果品：調査結果報告書（デジタルデータを含む）

## (5) 代替案の検討

上記各種調査や先行調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う（下記において特に指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行うこと）。なお、施設建設予定地（取水施設・貯水池・浄水場の建設予定地、管路ルート等）の検討にあたっては、DPHE や BWDB のみならず、道路交通橋梁省道路・国道部（Road and Highway Division, Ministry of Road Transport and Bridge）、コックスバザール県（Cox's Bazar DC office）等の関係機関とも調整の上で提案すること。

### 代替案検討が求められる項目

- 1) 事業・ケースと「事業を実施しない案」の比較
- 2) 当該地域における給水施設の段階的整備方針（水需要に応じた本事業における目標年設定、次段階での拡張方法及び目標年設定、整備スケジュール等）
- 3) プロジェクトサイト（事業効果、経済性等を考慮した対象区域、貯水池、配水池、ポンプ場等の建設予定地、導水管・送配水管の路線等）
- 4) 導水・送配水方式（自然流下式、ポンプ加圧式、併用式）
- 5) 導水管・送配水管の管種
- 6) 浄水処理方法（消毒のみの方式、緩速ろ過方式、急速ろ過方式、膜ろ過方式等）
- 7) 導水管・送配水管の渡河方式（独立水管橋、添架水管橋、地中埋設等）
- 8) 導水管・送配水管の敷設工法（開削工法、推進工法、シールド工法等）
- 9) 軟弱地盤対策

## (6) プロジェクトサイトの有効活用案の検討

本事業の付加価値向上のため、本事業で整備される施設及び周辺地の有効活用案（貯水池水上を活用した太陽光発電による電力自給化、小水力発電導入による地域活性化、貯水池周辺の緑地公園化等）を検討し、JICA 及び先方実施機関との協議を踏まえて、概略設計に盛り込むこと。

## (7) 概略設計

上記各種調査や先行調査等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計実施にあたっては、当該事業に係る設計方針を提案し、JICA へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

なお、概略設計においては、プロポーザルで提案した本事業に適用可能な CIM/BIM の具体的な内容を反映すること。

- 1) 給水施設（取水・導水・貯水・浄水・送配水）の概略設計
  - ・ 位置図
  - ・ 全体計画図
  - ・ 施設レイアウト図
  - ・ 平面図、横断図、縦断図
  - ・ 一般構造図
  - ・ 水位系統図

・ システムフロー図

2) 電気設備・保守設備・防災設備の計画

事業完成後、将来交通量を考慮し、安全性に配慮した設備計画を検討する。また、供用時、将来の運用計画を満足するための配電計画、消火栓配置、用水確保等を検討する。

3) 完成予想図（CIM/BIM を活用した CG 等）

3次元モデルを含む CIM/BIM を活用する等して、各給水施設及び管路施設沿い複数箇所の完成予想図を作成する。

(8) 事業実施計画の策定

1) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設整備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定に当たっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道路の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係るバングラデシュの法令及び「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）」（2021年2月）を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合は JICA から提供される「安全対策ガイドランス」（2019年4月）を参照しつつ、事業費に計上する。

3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、バングラデシュ、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。

6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。スケジュール作成にあたっては、ラマダン月等も踏まえたうえで現実的なものを設定する。

(9) 本邦技術の活用可能性の検討

1) 事業における技術的ニーズ

本事業に要請される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必要に応じて耐震性・耐風性・耐食性など）を整理する。

## 2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

なお、本邦企業に優位性があると考えられる技術として以下を想定するが、提案を求める技術を以下に限る趣旨ではない。

・中央監視制御（SCADA）システム、等

## 3) バングラデシュが活用を希望する本邦技術・工法

バングラデシュが活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

## 4) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

上記検討、及び先方関係省庁・機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、本調査の中で提案する。

## (10) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

### 1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ. その他 1（融資非適格項目）

- ① 用地補償等
- ② 関税・税金
- ③ 事業実施者の一般管理費
- ④ 他機関建中金利

ク. その他 2（融資非適格項目※）

- ① 完成後の委託保守費
- ② 初期運転資金
- ③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

## 2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA から提供されるコスト積算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している（Macintosh は推奨しない）。

## 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年 3 月版）」を参照する。



#### 4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

#### 5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに JICA に提出する。

なお、直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）は、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化すること。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）。

#### 6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性のある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

#### 7) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーやバングラデシュ政府等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途 JICA に提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（Pre-Qualification : PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

### (11) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」、及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。なお、下記2)～4)の内容については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。

#### 1) バングラデシュにおける当該類似事業の調達事情

- ・ 当該事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- ・ 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

#### 2) 入札手法、契約条件の設定

- ・ 調達方式
- ・ 契約約款
- ・ 契約条件書等の設定の基本方針

- ・適用する JICA 標準入札書類 等
- 3) コンサルタントの選定方法案
  - ・ International Consultants の採否
  - ・ ショートリストの策定方法
  - ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法 (QCBS/QBS) 等
- 4) 施工業者の選定方針案
  - ・ PQ 条件の設定
  - ・ 入札パッケージ (発注規模、工種別の発注等) の考え方
  - ・ Local Competitive Bidding (LCB) の採否 等

## (12) 事業実施体制の検討

### 1) 実施機関の体制 (組織面)

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制 (部署別・職種別の人数 (定数、現任職員数、空席数等)、採用計画、就業規則、人員・労務管理規定、人事異動・昇進状況等) などを整理する。

### 2) 実施機関の体制 (財務・予算面)

実施機関の財務状況 (収入・支出、資産・負債の状況等)、予算の実績・見通しを整理し、財務健全性を確認する。

### 3) 実施機関の体制 (技術面)

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

### 4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績 (実施中を含む)・課題を整理する。

### 5) 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、上記 1) ~ 4) における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

## (13) 運営・維持管理体制の検討

### 1) 運営・維持管理機関の体制 (組織面)

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制、上水道料金徴収に係る法制度・手続きなどを整理する。

### 2) 運営・維持管理機関の体制 (財務・予算面)

運営・維持管理機関の財務状況を (公社等の場合は) 財務諸表の分析、(省庁等の場合は) 予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。なお、BWDB、DPHE、地方自治体はいずれも大規模な管路給水事業の運営・維持管理の経験を有さないため、上水道料金体系・徴収システム等を含めた財務面での持続的な運営・維持管理体制の確立が重要である。財務・予算面での検討にあたっては、管路給水に対する住民の支払意思額も十分に確認の上、バングラデシュや他国での事例を念頭に、関係機関と積極的な協議を実施し、適切な上水道料金体系・徴収方法等を整理する。

### 3) 運営・維持管理機関の体制 (技術面)

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

### 4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

#### 5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

#### (14) 本事業を推進するための技術支援の検討

上記、(1)～(13)にて整理された課題及び必要となる制度、手続き等に対して、留意すべき事項・ボトルネックの解消に必要な技術的な支援について、段階的整備に向けた具体的な工程や達成期限等と共にアクションプラン案に取りまとめること。また、上記で必要とされた技術支援のうち、本事業のコンポーネントを除き、JICAの資金協力、技術協力等による支援が望ましい支援内容がある場合、その候補事業、候補事業の提案に至った背景・課題、望ましい事業スキーム（技術協力、無償資金協力、有償資金協力等）、事業金額（積算結果含む）、事業スケジュール、具体的な活動内容、等も併せて本調査の中で提案する。

#### (15) 実施機関負担事項の確認

##### 1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事实施に必要な用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

##### 2) 住民移転

住民移転について、地籍図を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

##### 3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

##### 4) 事業実施に必要な許認可

水利権をはじめとする事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

##### 5) 工事实施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事实施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

#### (16) 環境社会配慮に係る調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」）に基づき、環境アセスメント報告書案（英語。要約版をベンガル語）の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行 Environmental and Social Standard (ESS) 1 Annex 1に記載ある内容を含めることとし、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2022年9月）」を参考にす。相手国等（関係官庁・機関）がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022年1月公布）<参考資料>の環境チェックリスト案を必要に応じ作成す

る。

環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。

2) バングラデシュ政府の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ・ 当国の制度における手続きや所要期間
- ・ 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- ・ 関係機関の役割

3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）

5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討

6) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）（案）の作成

8) 予算、財源、実施体制の明確化

9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がされるよう支援する。

また、環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

(17) 用地取得・住民移転にかかる計画案の作成

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）及び世界銀行 Environmental and Social Standard (ESS)に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案（英語。要約版はベンガル語）の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下1)～13)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2022年9月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）と乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、地籍・財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する法的枠組みの乖離
- 5) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 6) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 7) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 8) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 9) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- 10) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 11) 費用と財源
- 12) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 13) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(18) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業を通じ、気候変動の影響を受ける河川流量の増減リスクを低減し、対象地域において安定的な水供給の確保が期待される。本事業の実施により、バングラデシュの気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（適応策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FTI）（適応策）（JICA 2019 年）」の該当箇所等を参考に、本事業を通じた適応効果（気候変動により発生する危害の回避・低減効果等）の推計を行う。また、本事業で整備する給水施設において省エネ設備の導入もできれば GHG 排出削減量も期待できるため、本事業による温室効果ガス排出削減が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FTI）（緩和策）（JICA 2019 年）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

## (19) ジェンダー視点に立った調査と計画策定

### 1) 現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。本調査については、現地再委託にて実施することを認める。

### 2) 上記を踏まえた実施機関との協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。なお、検討の際は「水資源分野におけるジェンダー主流化のための手引き」を参考にすること。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

①本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。

②ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。

③ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

## (20) COVID 19 による影響に配慮した計画策定

コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえて、下記の通りコスト積算、実施スケジュール、コンサルタント TOR 等に反映する。

①コスト積算：現地の法令・ガイダンスや対外公表されている建設現場におけるコロナ対策を参考に、必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、事業実施中の感染拡大状況の変化に対応するための暫定金額を計上する。

②実施スケジュール、コンサルタント TOR・業務人月策定：上記法令等を踏まえて、現実的なスケジュールならびに必要な TOR を作成する。

## (21) 免税措置の確認

当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。

## (22) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に以下の観点は留意すること。

- 上記(11)で整理する調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる現地法令や過去事例を踏まえた課題
- 既存運営事業者との調整
- HIV対策

- 軍事利用の回避
- 人材雇用における障害のある求職者又は被雇用者への情報保障や安全確保等の合理的配慮 等

### (23) コンサルティング・サービス

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等）の内容とその規模（業務人月）、給水施設に関する運営・維持管理に係る研修計画、受益者への啓発活動について提案する（コンサルタント TOR（案）の作成を含む）。提案内容については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。

### (24) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、IRR の算出は、別途 JICA から提供される IRR マニュアルを参考とする。（同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）

#### 1) 定量的効果

##### ① 内部収益率（IRR）

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。算出に当たっては JICA から提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠すること。なお、IRR 算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。

- ・ 計算根拠（算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
- ・ 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

##### ② 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案すること。また、ジェンダー視点に立った設定（男女別の裨益人口設定等）の必要性を検討すること。

- ・ 開発水量（ $m^3$ /秒）
- ・ 浄水場の給水量（ $m^3$ /日）
- ・ 管路給水人口（人）

#### 2) 定性的効果

- #### 3) 本事業によって得られる定性的効果について、調査を通じて情報収集を行い、定性的効果の発現が見込まれると考えられる明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。なお、本事業における定性的効果については公示時点では以下を想定しているが、感染症対策や気候変動対策等、その他にも有益な項目があれば適宜提案すること。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても検討する（例：バングラデシュに進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

- ・ 同国の投資環境改善
- ・ 持続可能な水資源管理の実現

#### (25) 本邦企業説明会の実施

本事業に関する事業概要の説明と企業の参画意向の確認を目的として、本邦企業説明会を開催する。開催時期としては2023年12月頃を想定するが、審査のスケジュール等により前後する可能性があり、時期を変更する場合はJICAより連絡する。開催回数については一回を想定しているが、参加予定企業との調整状況を鑑み、複数回の実施とする場合がある。本邦企業説明会開催に当たって、資料案・参加予定企業リストを作成のうえ、JICAの確認・承認を得る。参加予定企業としては、上水道分野の業界団体に所属する企業等を中心に本事業への関心を有する企業を想定している。また、JICAの指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務（案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等）や説明会会場における質疑対応等を行う。会場は原則、JICAの施設を利用する（但し、COVID-19の状況を鑑み、オンラインにて実施する可能性がある）。

#### (26) レポート等の作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第7条 成果品等」に記載の各レポートを作成のうえ、JICAに確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関に対し内容を説明し、協議・確認する。またJICAバングラデシュ事務所に対しても内容の説明を行う。
- 3) 当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途JICAが指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

(27) 開発事業提案書（Development Project Proposal：DPP）の策定・申請支援  
本協力準備調査中にバングラデシュ側で手続きがなされるDPP策定・申請に係る側面支援を行う。

#### (28) 本邦招へいの実施

大規模給水事業に係る我が国の技術、制度、運用等について、バングラデシュ政府関係者等への理解を深め、今後の円滑な案件形成に資することを目的として、2023年12月頃を目途に、1週間程度、バングラデシュ政府関係者等の本邦招へいを実施する。招へい人数は8人程度を想定する。

受注者は、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舍手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。

##### 1) 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選はJICAと先方政府関係者との協議で決定するが、受注者は、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

##### 2) 招へいカリキュラムの作成

招へい実施1か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICAの基本的な了解を得る。

##### 3) 面談者・見学先等の手配

JICAの了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

##### 4) 招へいに係る関連資料の作成



招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。

- 5) 被招へい者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）  
被招へい者への来日前の説明は、JICA が行うが、受注者は当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。
- 6) 招へいカリキュラムの実施  
招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、受注者の業務従事者が同行するものとする。
- 7) 招へい実施報告書の作成  
招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICA に提出する。

## 第7条 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～5)のレポート提出時には、要約を和文5部・英文10部、レポートの冒頭部分に含める形で作成し、併せて提出することとする。なお、3)及び4)のレポート提出時期については、各1回の提出前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、5)準備調査報告書及び6)デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

#### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文2部（簡易製本）

#### 2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

部数：和文5部、英文10部（簡易製本）

#### 3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、自然条件調査等、代替案の検討、本邦技術の活用可能性の検討、事業実施体制、運営・維持管理体制、概略設計結果、事業費、事業実施スケジュール、環境社会配慮、ジェンダー配慮・COVID19対策・気候変動対策、事業効果等

提出時期：「第3章2. (1) 業務工程」に示す期日まで

部数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（環境アセスメント報告書案、簡易住民移転計画案、開発事業提案書案、経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル（分析の過程が分かるもの）等を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第3章2. (1) 業務工程」に示す期日まで

部数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（環境アセスメント報告書案、簡易住民移転計画案、開発事業提案書案、経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）等を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第3章2.（1）業務工程」に示す期日まで

部数：和文要約5部、英文10部、CD-R3部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を10ページ程度で取りまとめ、英文版の最初の部分に入れる。また、一定期間非公開となる情報を除いた英文（簡易製本版）10部及び和文要約5部を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定する。

ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報

イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報

ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報

#### 6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部数：CD-R3部

### (2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後 JICA に提出する。

### (3) その他の提出物

#### 1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、JICA に5営業日以内に提出する。JICA 本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を JICA に提出する。

#### 2) 業務従事月報

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに JICA に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

#### 3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを JICA（JICA バングラデシュ事務所の事務所長も含む）に速やかに提出する。

#### 4) その他

上記の提出物のほかに、第6条で報告書に記載せず別途 JICA に提出することとした情報や、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

### (4) 成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。いずれの報告書もデータ（PDF 及び Word、計算ファイルについては Excel、写真ファイルは jpeg 等の画像データ）も併せて提出する。なお、提出期限の10営業日前を目途に仮提出を行い、

JICA からの確認を得るものとする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。(ただし、上限額を超える提案については、別提案・別見積もりとしてください。)代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	先行調査・既往事業から得られる情報と本調査で必要な項目、及び本調査で調査すべき事項についてその理由	第5条 実施方針及び留意事項 (4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用
2	日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性	第5条 実施方針及び留意事項 (8) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進
3	CIM/BIMの効果的な活用方法、及び業務効率化、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術(例：UAV、航空LiDAR、衛星DEM、AI判読)の活用可能性	第5条 実施方針及び留意事項 (12) Information and Communication Technology (ICT) 技術の活用
4	利害関係者との効果的な連携・調整体制の構築方法	第5条 実施方針及び留意事項 (15) 利害関係者との連携・調整体制の構築
5	具体的な自然条件調査等の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量、所用期間等)及び、記載された項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査の提案	第6条 調査の内容 (4) 自然条件調査等の実施
6	本邦招へのテーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関、研修実施国(地域)	第6条 調査の内容 (28) 本邦招への実施

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：給水分野円借款の調査・詳細設計・実施監理業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／給水計画
- 水資源開発・河川管理施設計画
- 運営・維持管理計画／組織体制・法制度

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 11.50 人月

## 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／給水計画）】

- ① 類似業務経験の分野：給水分野円借款の調査・詳細設計・実施監理業務
- ② 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：水資源開発・河川管理施設計画】

- ① 類似業務経験の分野：水資源開発・河川管理施設分野円借款の調査・詳細設計・実施監理業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：運営・維持管理計画／組織体制・法制度】

- ① 類似業務経験の分野：給水事業の運営・維持管理及び組織体制整備に係る業務
- ② 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語

【**留意事項**】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご留意ください。

なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

（詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)）

## 3) その他学位、資格等

プロポーザル作成ガイドラインの21ページで説明する「機構が実施している契約管理セミナー」として、「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係るコンサルタント能力強化研修）」を評価対象とします。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2023年4月下旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1) インテリム・レポート：2024年1月31日まで
- 2) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）：2024年5月31日まで
- 3) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）：2024年10月31日まで

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 33.00人月（現地：22.50人月、国内：10.50人月）

本邦招へいに関する業務人月1.50を含む（本経費は定額計上に含まれる）

## 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/給水計画（2号）
- ② 水資源開発・河川管理施設計画（3号）
- ③ 取水施設・貯水池計画・設計
- ④ 浄水施設計画・設計
- ⑤ 管路施設計画・設計
- ⑥ 施工・調達計画／積算
- ⑦ 機械・電気設備計画
- ⑧ 運転・維持管理計画／組織体制・法制度（3号）
- ⑨ 経済・財務分析
- ⑩ 環境社会配慮（社会環境）
- ⑪ 環境社会配慮（自然環境）

## 3) 渡航回数を目途 全24回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

## (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 気象・海象・風況／自然災害調査
- 水理・水文調査
- 水質調査
- 地質調査
- 地形測量
- 構造物・支障物調査
- ジェンダーへの配慮
- 気候変動対策に係る情報収集・分析
- 環境社会配慮
  - 環境社会配慮関連調査（自然環境調査、社会経済調査）
  - 環境アセスメント報告書案
  - 簡易住民移転計画案

## (4) 配付資料／公開資料等

### 1) 配付資料

- 安全対策ガイダンス（2019年4月）
- カテゴリB案件報告書執筆要領（2022年9月）
- IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017年9月）
- バングラデシュ国モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ運営実施体制に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート
- バングラデシュ国公衆衛生工学局総合能力強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査報告書

## 2) 公開資料

- 8th FIVE YEAR PLAN JULY 2020- JUNE 2025  
<https://oldweb.lged.gov.bd/UploadedDocument/UnitPublication/1/1166/8FYP.pdf>
- Bangladesh Delta Plan 2100  
<https://www.bdp2100kp.gov.bd/Document/ReportPdfView#>
- National Strategy for Water Supply and Sanitation Revised and Updated Edition 2021  
[https://www.psb.gov.bd/policies/nswssren.pdf?fbclid=IwAR1Epe26uNOPpX17a86i8kShicI2SefQuX07B1Gvo\\_oFSwk771ixOlpOvw](https://www.psb.gov.bd/policies/nswssren.pdf?fbclid=IwAR1Epe26uNOPpX17a86i8kShicI2SefQuX07B1Gvo_oFSwk771ixOlpOvw)
- バングラデシュ国マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（フェーズ 2）  
準備調査 ファイナルレポート  
本文  
添付資料 1  
[https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12337325\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12337325_01.pdf)  
添付資料 2  
[https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12337325\\_02.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12337325_02.pdf)  
添付資料 3  
[https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12337325\\_03.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12337325_03.pdf)  
添付資料 4  
[https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12337325\\_04.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12337325_04.pdf)  
添付資料 5  
[https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12337325\\_05.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12337325_05.pdf)
- バングラデシュ人民共和国マタバリ港開発事業準備調査 準備調査報告書（追補版）「モヘシュカリ・マタバリ地域における土地利用計画策定調査」 [電子資料]  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000041520.pdf>
- バングラデシュ国都市機能強化事業準備調査ファイナルレポート和文要約  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12366761.pdf>
- バングラデシュ国南部チョットグラム地域開発事業準備調査ファイナルレポート(先行公表版)  
本文  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12369468.pdf>  
添付資料  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12369450.pdf>
- バングラデシュ人民共和国 南部チョットグラム地域水資源開発に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート  
表紙～第 5 章  
[https://libopac.jica.go.jp/images/report/12371373\\_01.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12371373_01.pdf)  
付録 2.1-1～付録 5-1  
[https://libopac.jica.go.jp/images/report/12371373\\_02.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12371373_02.pdf)



#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無
2	通訳の配置	有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無
3	執務スペース	有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無
4	家具（机・椅子・棚等）	有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無
5	事務機器（コピー機等）	有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無
6	Wi-Fi	有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無

#### (6) 安全管理

現地業務に際し、JICAの安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・後に、必ず以下の事項を行うと共に、関係者の渡航計画や業務実施状況をJICA所定の書式を用い、渡航前（遅くとも出発の14営業日前）に提出し、JICAの承認を得ること。

<業務渡航の条件（事前準備）>

- 渡航前に「海外安全対策ハンドブック」及び「バングラデシュ国安全対策マニュアル」を熟読する。
- JICA事務所による安全ブリーフィングを受講する。
- 渡航前にJICA事務所に申請の上、JICA事務所が管理する安全情報メーリングリスト及びSMS配信リストへの登録を行う。
- 渡航前に、安全対策研修（Web版等）を受講する。
- 渡航・滞在時点での最新の行動規範を遵守する。
- 宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。それ以外の場合であっても、最新の治安情勢や空港からの（または空港までの）移動経路の安全状況の事前確認、渡航の優先度等を踏まえる。

<現地での行動>

- ホテルに宿泊する場合は、JICA事務所が宿泊利用を認めたホテルとする。ホテル以外（借上アパート等）に関しては、利用前に必要な安全対策措置を講じ、JICA事務所の承認を得る。
- 外勤は、勤務先や訪問先及びその周辺地域の安全状況を踏まえて、要すればJICA事務所または配属機関等が手配する警護付き車両での移動等、必要な安全対策措置を講じることを条件に実施する。継続的に勤務する配属機関等については、JICA事務所による安全対策確認調査を受ける。
- 国内出張は、必要な安全対策措置を講じることを前提とし、JICA事務所が事前に計画を確認したものについて実施を認める。日没後の都市間移動は避ける。
- 業務外で都市間移動が伴う行動の場合、JICA事務所に事前に承認を得ること。
- 短期間の出張者については、毎日夕刻、代表者からJICA事務所オペレーション・ルームに安全確認の連絡をSMS／電話で入れる。

- 日頃から行動パターン（通勤／移動時間、使用する道路や施設）を固定せず、ロープロファイルを旨とし、用心を怠らず、狙われにくくする。
- 十分充電した携帯電話を携行し、宿泊先においても常時連絡が取れる状態を必ず維持する。
- 車両乗降時は、可能な限り住居・JICA 事務所等の敷地内等周囲から見えにくい場所で乗降するとともに、周囲に気を配り、不審者・不審車両（バイク含む）が近づいていないことを確認する。車両乗車中は扉を施錠し、後方から追尾してくる不審車両がないか注意を払う。
- 空港においては出発/到着ロビー等、制限区域外の滞在時間を必要最小限とする。
- 単独行動を極力控える。
- イスラム教その他の宗教記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日の午後、ラマダン期間中の金曜日、政治的記念日、その他リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- 服装に関しては、肌の露出等を控え、目立たないようにする。

#### ダッカ市内

##### <全般>

- 行動エリアは、オールドダッカ及び旧刑務所周辺を除く地域とする。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

##### <日中>

- 日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- リキシャ・CNG の利用はバリダラ地区のみ可とする。公共バス・鉄道の利用は不可とする。

##### <夜間>

- 業務外の夜間（日没後）の行動は、バリダラ、ボナニ、グルシャン及び JICA 事務所が利用を認めたホテルのみ可とする。
- 夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- 夜間（日没後）の移動は車両とする（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）。但し、夜間の徒歩移動は、バリダラ、ボナニ、グルシャンの3地区に限り、15分程度のみ可とする。

#### ダッカ市内以外の全土（チッタゴン丘陵地帯を除く）

##### <全般>

- 行動エリアは、滞在都市内の地域とする（但し、ロヒンギャ避難民キャンプ地域への訪問は不可）。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

##### <日中>

- 日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- リキシャ・CNG・公共バス・鉄道の利用は不可とする。

#### <夜間>

- 夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- 夜間の移動は車両とする。（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）

チョットグラム丘陵地帯（カグラチャリ県、ランガマティ県、バンドルボン県）

- 当該地区への常設執務室の設置は不可とする。
- 18時以降の業務については、必要な安全対策措置が講じられていると JICA 事務所長が判断する場合には、これを認める。
- 移動は車両とする。（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道・タクシー（四輪）・配車サービス（四輪）は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）は可）
- 夜間の行動範囲は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテル内とすること。

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注）Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「3.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

**【上限額】**

**130,664,000円（税抜）**

なお、定額計上分 74,777,000 円（税抜）については上記上限額には含まれていません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めません。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える提案をする場合の当該提案に関する経費**

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	気象・海象・風況	気象・海象・風況、及び自然災害の情報収集・分析	3,000,000 円		再委託費	現地再委

	調査／自然災害調査					託費
2	水理・水文調査	水理・水文の情報収集・分析	3,000,000 円	再委託費	再委託費	現地再委託費
3	水質調査	対象項目を月 1 回程度（大潮の満潮時）、流水表面、河床付近、その中間地点の 3 サンプル分析。また、水質に重大な影響を与える重金属、及び農薬による化学物質（検査時期は散布時期・回数に応じて、乾季・雨季でそれぞれ 1 回）に関して、日本国内での分析。	8,750,000 円	再委託費	再委託費	現地再委託費及び国内再委託費
4	地質調査にかかる経費	ボーリング調査、試料採取、標準貫入試験、室内土質試験、力学試験	1,500,000 円	再委託費	再委託費	現地再委託費
5	地形測量にかかる経費	平面測量、路線測量	3,050,000 円	再委託費	再委託費	現地再委託費
6	構造物・支障物調査	構造物や支障物の状況のデータ収集及び現場踏査。地下埋設物が輻輳している可能性があると考えられる場合、試掘調査（試掘サイズ：縦 1.5m×横 1.5m×深さ 1.5m）を実施	3,000,000 円	再委託費	再委託費	現地再委託費
7	環境社会配慮	環境社会配慮関連調査（自然環境調査、社会経済調査）、環境アセスメント報告書案、及び簡易住民移転計画案（英語。要約版をベンガル語）の作成	30,000,000 円	再委託費	再委託費	現地再委託費
8	ジェンダーへの配慮	ジェンダー視点に立った調査と計画策定	1,000,000 円	再委託費	再委託費	現地再委託費
9	気候変動対策にかかる情報収集・分析	気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析	1,000,000 円	再委託費	再委託費	現地再委託費
10	本邦研修（本邦招	バングラデシュ政府関係者等の本邦招へい（1 週間程	20,477,000 円	直接経費	報酬	

	へい)にか かかる経 費	度。招へい人数は8人程度)		と受 入期 間の 業務 人月 (3 号1 名、5 号1 名、6 号1 名を 想定) 1.5 人月 の報 酬	国内業 務費
--	--------------------	---------------	--	---	-----------

(5) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒クアラルンプール⇒ダッカ（マレーシア航空）  
 東京⇒シンガポール⇒ダッカ（シンガポール航空）  
 東京⇒バンコク⇒ダッカ（タイ国際航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
 (URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) その他留意事項

1) バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律13,500円/泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合

の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(26)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／給水計画</u>	<b>(21)</b>	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	<b>(—)</b>	<b>(8)</b>
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(5)</b>	<b>(10)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>水資源開発・河川管理施設計画</u></b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>運営・維持管理計画／組織体制・法制度</u></b>	<b>(12)</b>	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	



## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

（1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

（2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

① Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

② 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以 上